

健康福祉委員会 令和5年9月19・20日

健康政策部 資料47番

所管 生活衛生課

大田区手数料条例の一部改正について

1 対象とする条例

大田区手数料条例

2 改正の背景及び理由

旅館業法の改正に伴い、規定を整備するため、条例を改正する。

3 改正の内容

新旧対照表（別紙）のとおり

4 施行日

生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

資料 47 番 別紙

大田区手数料条例（昭和 32 年条例第 24 号）新旧対照表

新				旧			
○大田区手数料条例 昭和 32 年 12 月 2 日 条例第 24 号 第 1 条から第 6 条まで（略） 別表第 1（第 2 条関係）				○大田区手数料条例 昭和 32 年 12 月 2 日 条例第 24 号 第 1 条から第 6 条まで（略） 別表第 1（第 2 条関係）			
項	事務	名称及び額（1 件につき）	徴収時期	項	事務	名称及び額（1 件につき）	徴収時期
1 から 6 まで（略）				1 から 6 まで（略）			
7	旅館業法第 3 条の 2 第 1 項、 <u>第 3 条の 3 第 1 項又は第 3 条の 4 第 1 項</u> の規定に基づく旅館業の許可を受けた地位の承継の承認申請に対する審査	旅館業 9,700 円	承認申請のとき	7	旅館業法第 3 条の 2 第 1 項 <u>又は第 3 条の 3 第 1 項</u> の規定に基づく旅館業の許可を受けた地位の承継の承認申請に対する審査	旅館業 9,700 円	承認申請のとき
7 の 2 から 134 まで（略）				7 の 2 から 134 まで（略）			
別表第 2 及び別表第 3（略）				別表第 2 及び別表第 3（略）			
<u>付 則</u>							
<p><u>この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 52 号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。</u></p>							